

令和8年4月1日

ベースアップ評価料届出医療機関 御中

奈良県医師会

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業について

平素は医師会活動に格別のご高配を賜りありがとうございます。

このたびは標記支援事業のご案内について不手際がございましたことをお詫び申し上げます。改めて、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の概要についてご案内申し上げます。

賃上げ支援事業は、診療所が賃金・物価上昇の影響を受けているなか、診療所の従事者の処遇の改善につなげるための貴重な補助金です。ぜひとも本補助金を積極的にご活用いただき、医療従事者の賃上げを行っていただきますようお願い申し上げます。

なお4月以降、賃上げ支援事業の他、今年度中に次の補助金申請の案内がある予定です。詳細は奈良県から通知があり次第、ご案内申し上げます。

<医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業>

① 診療所等賃上げ支援事業

- ・無床診療所 1施設×150,000円
- ・有床診療所（3床以上）許可病床数×72,000円
- ・有床診療所（2床以下）1施設×150,000円

② 診療所等物価支援事業

- ・無床診療所 1施設×170,000円
- ・有床診療所（14床以上）許可病床数×13,000円
- ・有床診療所（13床以下）1施設×170,000円

①・②共、4月下旬以降に奈良県で補助金申請の受付が開始される予定です。詳細は分かり次第ご案内いたします。

<重点支援地方交付金を活用した光熱費等高騰対策医療機関等支援給付金>

- ・無床診療所 1施設×49,000円
- ・病院・有床診療所 病床数×49,000円

奈良県で補助金申請の受付がされますが、現時点で時期は未定です。詳細は分かり次第ご案内いたします。

**一施設でも多くの会員医療機関に補助金を受け取っていただけるよう
ご不明の点等、事務局では丁寧にご案内いたします。**

TEL:0744-22-8502 FAX:0744-23-7796

奈良県医師会事務局担当者:村嶋・藤村・花坂

診療所等賃上げ支援事業 概要

事業目的	診療所等の従事者の処遇改善につなげるため、対象施設に対して、対象職員の賃上げに必要な経費として補助金を支給し、確実な賃上げに繋げる。
対象施設	●原則：令和8年3月1日時点でベースアップ評価料を届け出ている有床診療所、無床診療所及び訪問看護ステーション ●例外：現在の制度上、ベースアップ評価料を届け出ることができない施設のうち、令和8年6月1日時点で令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料を届け出ることを誓約する施設 (例) 医師又は歯科医師である院長と医療に従事しない専ら事務作業（医師事務作業補助者、看護補助者等が医療を専門とする職員の補助として行う事務作業を除く）を行う職員のための診療所等
対象職員	対象施設の開設者と労働契約を締結している者（非常勤職員を含む） ※ 対象施設の管理者、法人の理事長、個人事業主である院長は対象外 ※ 令和8年度診療報酬改定によりベースアップ評価料の対象になる予定の事務職員及び40歳未満の勤務医師・勤務歯科医師も対象職員に含まれます。 ※ 40歳以上の勤務医師・勤務歯科医師も対象職員に含めることは可能ですが、当該職種は令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料の対象とならないため、令和8年6月以降の特別の財源は措置されないことにご留意ください。
賃金改善の内容	次の(1)又は(2)のいずれかの賃金改善を実施し、令和8年6月1日から当該ベースアップ（注）の水準を維持又は拡大すること。 (1) 令和7年12月から令和8年5月までの間、対象職員のベースアップ（注）を実施すること。 (2) 賃金表や給与規程等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分の一時金又は特別手当を令和8年3月までの間に対象職員に支給し、4月から5月まではベースアップ（注）を実施すること。 （注）ベースアップ：基本給又は決まって毎月支払われる手当の引き上げ
支給額	(1) 無床診療所 1施設×150,000円 (2) 有床診療所（3床以上）許可病床数×72,000円 (3) 有床診療所（2床以下）1施設×150,000円
申請手続き	令和8年4月下旬 詳細は県から通知があり次第、ご案内いたします。
実績報告	補助金受取後、実績報告が必要となります。詳細は県から通知があり次第、ご案内いたします。 （ベースアップ評価料の賃金改善実績報告とは別の報告となります）

賃金改善の具体例

(別紙の参考資料とあわせてご参照ください)

無床診療所の場合、令和7年12月～令和8年5月までの6か月分として15万円が給付されます。令和6年度診療報酬改定によるベースアップ評価料手当等とは別枠で、一旦医療機関の立替が必要となりますが、本補助金を活用の上賃金改善を行うというものです。

無床診療所で給付金15万円全額を賃上げに充てる例

【例1】令和7年11月以前からベースアップ評価料を算定

(1) 補助金による賃上げの方法

従業員の賃金は令和7年12月～令和8年3月分の4か月分を一時金として支給。令和8年4月及び5月分は従来「決まって毎月支払われる手当」として支払っている、「ベースアップ評価料手当」等として支払ってください。(時給制の場合その時給を引き上げること可(厚生省 Q&A17))

令和7年12月～令和8年3月の4か月分

対象職員の合計で、15万円÷6か月＝2.5万円／月として、2.5万円×4か月＝10万円となります。この一時金は3月中に支給することとされています。

ただし、Q&Aにより、3月分の支払が就業規則で翌月となっていれば、3月の給与と一緒に一時金を翌月支払うことや、

就業規則がない場合や、就業規則があってもその改正が間に合わない場合、3月中に一時金の支払を決定し(そのことが分かる書類(※)を備えていただく)、支払自体は間に合わないで、翌月に支払うことは可能とされています。

(※) 書類の例および記載例は別添参照

法定福利費分16.5%を含めて10万円として構いません。一時金は、例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」などの名目で一括で支給してください。

令和8年4月分および5月分

4月分、5月分は、対象職員の合計で、15万円÷6か月＝2.5万円／月を、「決まって毎月支払われる手当」の創設又は引き上げにより支給してください。法定福利費分16.5%を含めて2.5万円／月として構いません。4月、5月分の一括支給は不可です。

令和6年度診療報酬改定後に「決まって毎月支払われる手当」として「ベースアップ評価料手当」などを創設して賃上げをされている場合は、当該「ベースアップ評価料手当」などを4月から引き上げることで対応してください。

賃金規程に、当該手当は診療報酬上のベースアップ評価料及び賃上げ支援に係る公的補助金をもとに支給するものであるため、制度が改廃された場合には見直しを行うことができる旨を規定する等の対応が1つの例として考えられます。

令和8年6月以降

6月分以降は、令和8年度診療報酬改定による新たなベースアップ評価料を財源に上記の「ベースアップ評価料手当」などを原則として維持又は拡大してください。

ただし、厚生労働省のQ&Aの通り、受診患者数等の影響によって、6月1日以降の賃金

改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合でも、本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

(2) 令和7年12月～令和8年3月分の一時金を4月給与で支給する場合

令和7年12月～令和8年3月の4か月分を4月給与で支給する場合、3月中に一時金の支払いを決定した書類を備えていただくとともに、

- ・令和7年12月～令和8年3月分の4か月分を補助金により10万円(2.5万円×4か月分)を例えば「臨時賞与」「物価上昇手当」などの名目で支給。
- ・令和8年4月分の1か月分を補助金により2.5万円を、従来のベースアップ評価料手当に上乗せして支給してください。(時給制の場合その時給を引き上げることも可(厚労省 Q&A17))
- ・5月分も4月分と同様に1か月分を補助金により2.5万円を、従来のベースアップ評価料手当に上乗せして支給してください。(時給制の場合その時給を引き上げることも可(厚労省 Q&A17))

【例2】令和8年3月からベースアップ評価料を算定

令和7年12月～令和8年2月分までは令和6年度診療報酬改定のベースアップ評価料によるベースアップ評価料手当の支給はしていませんが、本補助金による一時金として、令和7年12月から令和8年3月までの一時金を3月中に支給。

それ以外の取扱いは、【例1】と同様です。

<例3と例4は本事業の対象とならない事例です。>

【例3】令和8年3月からベースアップ評価料を算定

本事業による賃金改善：ベースアップ(R8.3月～R8.5月)

本事業による賃金改善が令和8年3月～令和8年5月の3か月分のみであり、令和7年12月～令和8年5月の6か月分の賃金改善が行われていないため対象外となります。

【例4】令和7年11月以前からベースアップ評価料を算定

本事業による賃金改善：一時金(R7.12月～R8.5月)

本事業による賃金改善として、一時金等で支給できるのは令和7年12月～令和8年3月の最大4か月分のみであり、令和8年4月～令和8年5月はベースアップを実施しなければならぬため対象外となります。

※診療所等賃上げ支援事業の関係資料等は、下記の奈良県医師会ホームページに掲載しております。

https://nara.med.or.jp/shien_beseup/



参考資料

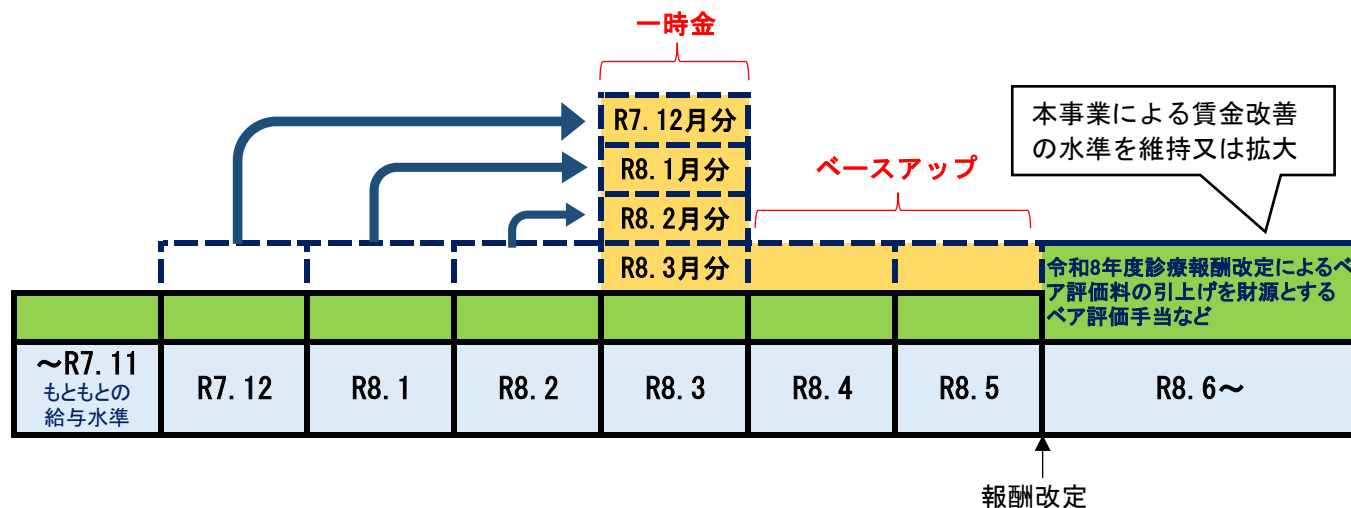
令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業における 「賃上げ支援事業」に対応する賃金改善の具体的方法について

	本事業による賃金改善部分
	ベースアップ評価料による賃金改善部分
	本体部分

<対象となるケース>

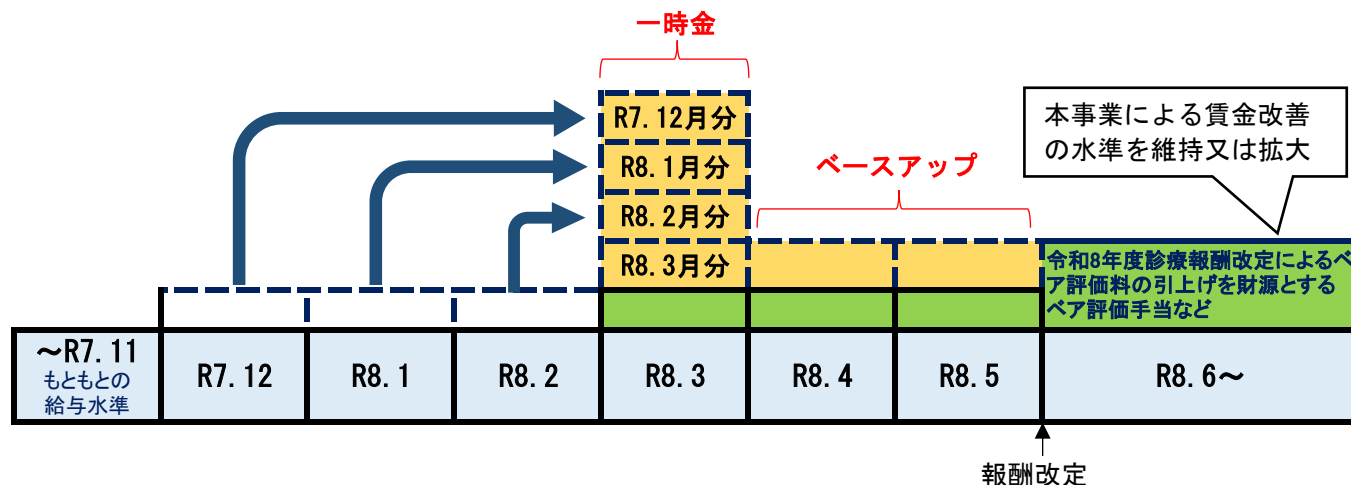
【例1】R7. 11月以前からベースアップ評価料を算定

本事業による賃金改善：一時金（R7. 12月～R8. 3月）、ベースアップ（R8. 4月～R8. 5月）



【例2】R8. 3月からベースアップ評価料を算定

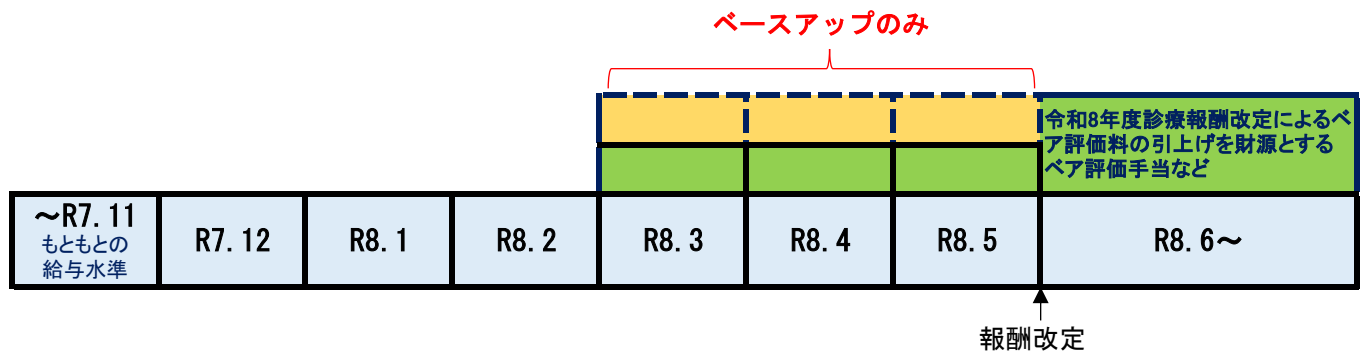
本事業による賃金改善：一時金（R7. 12月～R8. 3月）、ベースアップ（R8. 4月～R8. 5月）



<対象とならないケース>

【例 3】 R8. 3月からベースアップ評価料を算定

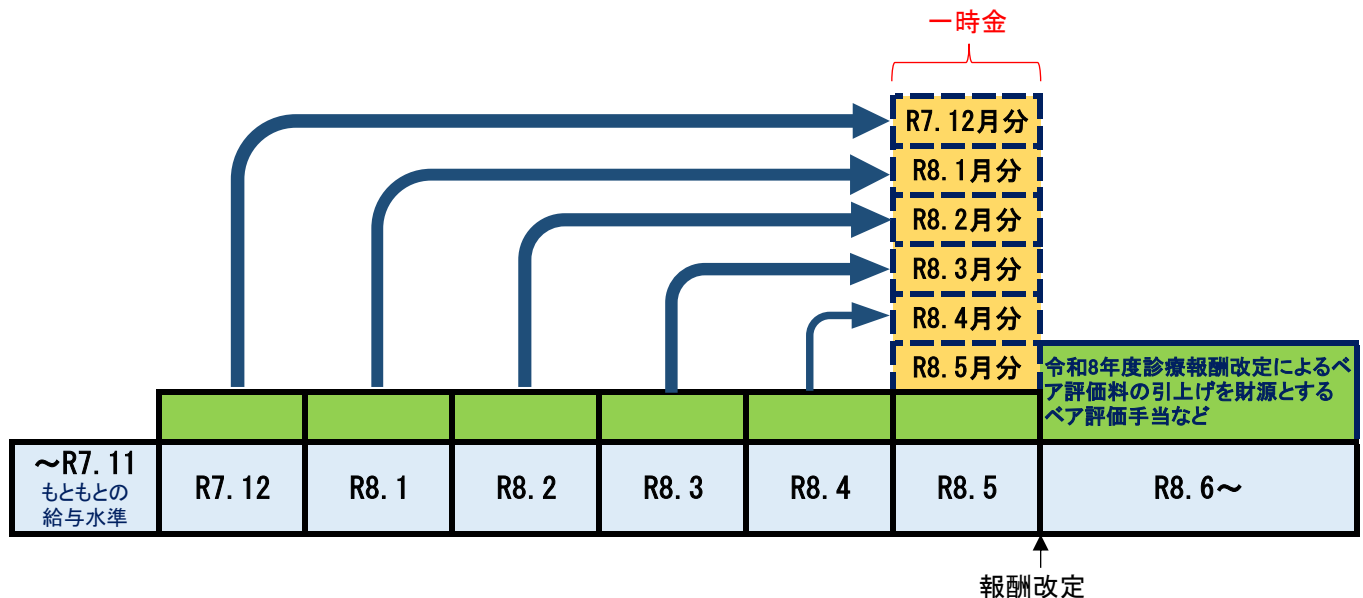
本事業による賃金改善：ベースアップ（R8. 3月～R8. 5月）



※ 本事業による賃金改善がR8.3月～R8.5月の3か月分のみであり、R7.12月～R8.5月の6か月分の賃金改善が行われていないため対象外

【例 4】 R7. 11月からベースアップ評価料を算定

本事業による賃金改善：一時金（R7. 12月～R8. 5月）



※ 本事業による賃金改善として、一時金等で支給できるのはR7.12月～R8.3月の最大4か月分のみであり、R8.4月～R8.5月はベースアップを実施しなければならないため対象外

診療所等賃上げ・物価上昇支援事業に関するQ & A

厚生労働省Q & A（第1版）R8.2.27 抜粋版

Q 1 4．賃金改善の期間や基準月について教えてください。

- A. ○ 本事業は給付金によって賃金改善を行うことを目的としており、令和7年11月の賃金水準と比較して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、賃金改善を行った場合に対象となります。
- そのため、例えば、令和8年1月から3月までの間のみ賃金改善を行う場合等は本事業の対象となりません。
- また、令和7年12月以降の賃金改善については、令和8年3月までに実施する必要があります。

Q 1 5．賃金改善の方法について教えてください。

- A. ○ 本事業の支給額を活用して、令和7年12月から令和8年5月までの6か月間について、対象職員の基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げを行うことが原則ですが、賃金表や給与規定等の変更に時間を要する場合は、令和7年12月から令和8年3月までの間の最大4か月分の一時金（例：臨時賞与）又は特別手当（例：インフレ手当）を支給する方法でも差し支えありません。
- また、一時金や特別手当の支払いで賃金改善を行った場合でも、令和8年4月及び5月については基本給の引き上げや毎月支払われる手当の支給を行う必要があります。
- なお、一時金や特別手当で実施した賃金改善の水準と、これに続く基本給の引き上げや毎月支払われる手当の水準は、全く同じ水準とする必要はありませんが、本事業は賃上げに必要な経費として給付金を支給し、これを確実な賃上げに繋げることを目的としているため、極端な配分はできません。また、4月及び5月に実施した賃金改善の水準と6月1日以降の賃金改善の水準は原則、維持・拡大していただきます。

Q 1 6．賃金改善の対象となるベースアップの内容や支払い方法について教えてください。

- A. ○ 基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げのほか、これらに連動して引きあがる賞与分や時間外手当、法定福利費の事業主負担分の増額分も含まれます。
- 決まって毎月支払われる手当には、労働と直接的な関係が認められ、労働者の個人的事情とは関係なく支給される手当を含みますが、以下の諸手当は含まれません。・月ごとに支払われるか否かが変動するような手当・労働と直接的な関係が薄く、当該労働者の個人的事情により支給される手当（通勤手当、扶養手当等）
- 恒常的に夜間を含む交替勤務制をとっている職場の職員に支払われる夜勤手当についても、毎月支払われる手当に含めて差し支えありません。
- 専ら健診部門で勤務する職員等、直接、保険診療に携わっていない職員の賃金改善も、対象医療機関に勤務していれば含めて差し支えありません。
- 法定福利費等の事業主負担分は、（基本給等＋賞与＋時間外手当の引き上げ分）×16.5%で簡便に計算することもできます。
- これらについては、令和7年12月～令和8年5月の給与支給時に支払われるものが賃金改善の内容に含まれます。
- なお、就業規則等で賃金や基本給等の引き上げ分の遡及分を翌月払いとしている場合は、翌月（令和8年1月～6月）に支払われるものを含めることも可能です。
- （参考）令和8年度診療報酬改定による見直し後のベースアップ評価料では、夜勤職員の

確保を行う観点から、看護職員処遇改善評価料及びベースアップ評価料による収入を、夜勤手当の増額に用いることを可能とすることが検討されています。

Q 1 7. 時給や日給を引き上げることはベースアップに該当するのでしょうか。

- A. ○ 基本給が時給制の職員についてその時給を引き上げることや、基本給が日給制の職員についてその日給を引き上げることは、ベースアップの引き上げに含まれます。
- なお、宿日直のみ対応する医師の宿日直手当の引き上げ分は含まれません。

Q 1 8. 育休中の職員は賃金改善の対象者に含まれるのでしょうか。

- A. ○ 育休の職員はベースアップ評価料の対象職員とならないため、本事業においても賃金改善の対象には含まれません。

Q 1 9. 一時金や特別手当の支払について留意点を教えてください。

- A. ○ 一時金や特別手当は、令和7年12月から令和8年3月までの最大4か月分を令和8年3月までに支払ったものが賃金改善の内容に含まれます。
- なお、例えば2月中に3月分までの一時金を支払うことも可能ですが、仮に支給を受けた職員が自己都合で3月に退職した場合、本来、3月分については返還されるべき部分となります。
- 一方、実際には、個々の事案ごとに、労働基準関係法令に照らして返還を求めることが可能かどうか判断されることになりますので、一時金等の支払方法については、慎重に判断してください。

Q 2 1. 賃金改善を行ったことを証明する書類（賃金台帳等）について、申請時や実績報告時に添付させる必要はありますか。

- A. ○ 執行事務の簡素化を図る観点から、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求めておりません。
- ただし、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管させるようにしてください。

Q 2 3. 実施要綱には「原則として、（中略）令和8年6月1日から当該ベースアップの水準を維持又は拡大すること。」とありますが、受診患者数等の影響によって、令和8年6月1日以降の賃金改善の水準が本事業で実施した賃金改善の水準を下回っていた場合、下回る部分は本事業の給付金を返還する必要があるのでしょうか。

- A. ○ ベースアップ評価料の収入は受診患者数等によって変動するものであり、ご質問の場合は本事業の給付金を賃金改善に充てていれば返還は不要です。

Q 2 5. 賃金改善の期間中に採用した職員への取扱いについて教えてください。

- A. ○ 令和7年12月から令和8年5月までの間で採用した職員については、
- ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は採用月から令和8年5月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は採用月から令和8年3月までの月数分
- は本事業の賃金改善に含まれます。

Q 2 6 . 賃金改善の期間中に退職した職員への取扱いについて教えてください。

- A. ○ 令和 7 年 12 月から令和 8 年 5 月までの間で退職した職員については、
- ・基本給や決まって毎月支払われる手当の引き上げ分は令和 7 年 12 月から退職月までの月数分
 - ・一時金や特別手当は令和 7 年 12 月から退職月まで（遅くとも令和 8 年 3 月まで）の月数分
- は本事業の賃金改善に含まれます。

Q 3 0 . 令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業の「生産性向上・職場環境整備等支援事業」では、処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善にも給付金（病院は 4 万円/床、診療所等は 18 万円/施設）を充てることができましたが、今般の賃上げ支援事業との関係を教えてください。

- A. ○ 本事業の実施要綱では賃金改善の内容に「他の補助金等を財源として行っている部分に充てることができない。」とあるため、「生産性向上・職場環境整備等支援事業」を活用して、基本給や毎月決まって支払われる手当の引き上げている部分や、令和 7 年 12 月分～令和 8 年 3 月分の一時金又は特別手当として支給している部分が明確に判別できる場合には、当該支給額を賃金改善の内容に含めることはできません。

診療所等物価支援事業 概要

事業目的	診療所等に対して診療等に必要な経費（光熱費・食材料費以外）に係る物価上昇へ対応するための補助金を支給し、経営の改善に繋げる。
対象施設	保険医療機関である有床診療所及び無床診療所 ※令和 7 年 4 月 1 日から申請時点までに診療報酬請求の実績が必要
支給額	(1) 無床診療所 1 施設×170,000 円 (2) 有床診療所（1 4 床以上）許可病床数×13,000 円 (3) 有床診療所（1 3 床以下）1 施設×170,000 円
申請手続き	令和 8 年 4 月下旬 詳細は県から通知があり次第、ご案内いたします。

※「物価支援事業」は「賃上げ支援事業」の対象とならない場合でも「物価支援事業」のみの申請が可能です。詳細が分かり次第、ご案内申しあげます。

(様式例)

令和7年度医療機関等における賃上げ支援事業による補助金により、令和7年12月分から令和8年3月分までの一時金として●●手当を支払うことを決定する。

令和8年3月31日

医療機関名

院長名

[illegible][illegible]

- この様式は、奈良県医師会事務局で作成したものです。必ずこの様式により作成しなければいけないということではありません。令和7年12月分～令和8年3月までの4か月分の賃上げ対応を、令和8年3月31日までに決定した旨の内容がわかるようなものであれば、任意の様式で結構です。
- また、この書類は医療機関に備えておいていただくものです。申請時に必要というものではありません。
- 厚労省Q＆A（21）では、申請時や実績報告時の証拠書類の添付は求められていません。ただし、賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、実績報告内容の確認等を行う際に必要に応じて提出又は提示を求めることがありますので、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管させるようにしてください。とありますので、必要に応じてご活用ください。